

令和3年度予算編成方針について

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大は、県民生活・県内経済に多大な影響を及ぼしており、収束するまでは依然として厳しく予断を許さない状況が継続すると見込まれる。

こうした状況を受け、県税収入は大幅に減少することが想定されるとともに、ポストコロナ社会を見据えたSociety5.0やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、前例や既成概念にとらわれるのではなく中長期的な視点を以て施策を実施していくことが重要となる。

また、感染症拡大を契機に都市部から地方への移住の機運が醸成されるなど、地方創生の流れが一段と加速していくことが見込まれる。こうした状況を好機と捉え、感染症に屈しない強く新しい社会を構築することで県勢発展につなげていくことが求められる。

加えて本県においては、九州新幹線西九州ルート開業、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催など、佐賀が飛躍する好機を迎えるとともに、大陸に近く、福岡都市圏に隣接する地理的優位性を最大限に活かすなど、世界と未来を見据えた戦略に基づき時代に即した施策を時機を逃さず実施していかなければならない。

一方、県財政の将来を示す収支試算では、県税収入の大幅な減少に加え、社会保障関係経費の増嵩などにより引き続き収支不足が発生することが見込まれる結果となったところである。また、本県の財政は依然として自主財源比率が低く、国の方針に大きな影響を受ける状況である。このため、引き続き収支改善対策にしっかりと取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえ、令和3年度予算編成においては、ポストコロナ社会を構築し県内経済の早期回復に向けた予算編成を基調とする。また、佐賀県行財政運営計画2019に基づき、既存事業の廃止・見直しなどを積極的に推進する選択と集中による戦略的な財政運営に取り組むことを基本方針とする。

あわせて、県政運営の根幹である財政基盤を強化するため、国の交付金・補助金、地方交付税措置のある県債などを有効に活用するとともに、職員一人一人が前例や既成概念にとらわれず、自発的に歳入確保に取り組むことで、歳入確保対策を強力に推進することとする。

なお、国の地方財政計画における一般財源総額の状況など、今後の情勢の推移によっては、予算編成の見直しもあり得る。

1 予算編成（一般会計）の基本的な考え方

(1) 年度を通ずる予算の編成

歳入・歳出予算ともに年度を通ずる予算を編成する。

なお、今後の情勢の推移によっては、予算編成又は編成方針の変更もあり得る。

(2) 歳入確保対策の強化

国の交付金・補助金・委託金、民間資金等を最大限に活用しながら、税源の涵養につながる施策を推進する。また、未利用財産の売却・貸付け及び受益者負担の適正化による財源確保を図るなど、歳入確保対策を強化する。

(3) 経営資源の重点的・効果的な活用

全ての事業について、政策評価等において必要性及び効果を検証し、前例踏襲主義に陥ることなく、市町や民間との役割分担を含め、事業内容、規模をゼロベースで見直す。

その上で、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題への対応や更なる県勢発展のために真に必要な施策への転換を図り、限られた経営資源を重点的・効果的に活用する。

(4) 真に必要な社会資本の整備

事業の必要性や緊急度、効果等を十分に検討した上で、県勢の発展に不可欠な大型事業に取り組むとともに、継続的に実施する通常事業を確保し、県民生活に必要な社会資本整備を着実に推進する。

2 予算要求の考え方

予算要求に当たっては、上記の「1 予算編成（一般会計）の基本的な考え方」を十分に踏まえ、県政運営上の諸課題に対する問題意識及びコスト意識を更に高め、内容を精査すること。

なお、国の制度や補助金の改廃分を、安易に県の制度等として要求することは厳に慎むこと。

(1) 歳入確保対策の強化

ア 国の交付金・補助金・委託金、民間資金等の活用

国の交付金・補助金・委託金、民間資金等を最大限に活用するため、国の財政措置、民間企業・団体の各種助成制度などについて、幅広く情報を収集するとともに、利用できる財源がない場合は、国等に対し、財政措置の創設や制度改正を積極的に提案するなど財源獲得に向けて、あらゆる手段を講ずること。

(ア) 地方創生推進交付金の活用

全国の先進・優良事例（内閣官房・内閣府の地方創生総合情報サイトに掲載）を参考に事業内容を磨き上げ、採択に向けて積極的に取り組むこと。

なお、地方創生推進交付金の対象事業については、政策チーム及び財政課で決定し、事業内容等を調整する。

(イ) 国の新型コロナウイルス感染症対策への対応

国の令和3年度予算の概算要求の具体的な方針において、各省庁に対して新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については所要の要望を行うことができるという方針が示されている。このことから、首都圏事務所と連携し、早期に情報を収集するとともに、国に対し、必要な政策提案を行うこと。

イ 有利な県債の活用

公共施設等適正管理推進事業債、緊急浚渫推進事業債など償還時に地方交付税措置のある県債を最大限に活用すること。

ウ ふるさと納税の活用

ふるさと納税においては、訴求力のある使途メニューを設定し、クラウドファンディングを活用するなど効果的な寄附募集を行うこと。

また、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を積極的に活用し、佐賀県における地方創生の取組を県外の企業にアピールすることで寄附金を獲得すること。

エ 自主財源の確保

未利用財産の売却・貸付け及び行政サービスに対する受益者負担の適正化を図るほか、広告収入など様々な工夫や手法を用い、自主財源の確保を図ること。

(2) 経営資源の重点的・効果的な活用

ア 歳出予算の区分

歳出予算は行政的経費と政策的経費に区分し、別途通知する要求上限額の範囲内において要求すること。（「3 予算経費区分」参照）

ただし、令和3年度地方財政計画における一般財源総額の状況により、要求基準の取扱を変更することもあるので留意すること。

イ 事業のスクラップアンドビルド

新規事業の予算要求に当たっては、必ず既存事業を廃止又は縮小するなど、予算編成の過程において、事業のスクラップアンドビルドによる施策の活性化を図る。

既存事業については、安易に継続するのではなく、効果と課題を検証した上で、徹底した見直しを行い、既に役割を終えた事業は廃止すること。

スクラップアンドビルドの視点

- ・ 目的達成のための事業として最も効果的か。
- ・ 費用対効果が最も高い手段となっているか。
- ・ 時代の変化に対応した事業内容となっているか。
- ・ 官と民、県と市町の役割分担の観点から県として実施することが妥当か。
- ・ 施策体系の中で明確に位置付けられているか。

ウ 決算等の実績を勘案した適切な見積もり

令和元年度決算においても依然として多額の不用額が生じていることから、決算額の推移及び令和2年度の予算執行状況を勘案し、過大な要求とならないよう所要額を適切に見積もること。

エ PPP/PFI手法の活用

公共施設を整備する場合は、他の自治体における類似事例の情報収集を行い、積極的に民間活力を導入すること。

また、「佐賀県PPP/PFI手法導入優先的検討の手續に関する規程」において、優先的検討の対象となる事業については、構想段階で必ず人事課と協議の上、同規程に基づき決定した事業手法により要求すること。

なお、人事課との協議を経ていない場合は、予算計上を認めないことに留意すること。

オ CIO査定

情報システムの開発・更新や運用管理のほか、通信ネットワークの構築・更新、情報化

関係の機器整備などの情報化関連事業の要求に当たっては、情報化企画ガイドラインに沿って、具体的な積算内訳が明記された見積書を原則として複数の業者から徴取し、所要額を適切に見積もること。

また、当該ガイドラインに定めるCIO査定は予算査定の一環であることから、CIO査定を
経ていない場合は、予算計上を認めないことに留意すること。

カ 広報協議

事業の目的を達成するためには、事業の展開スケジュールに沿って、適切な広報計画に基づいて広報展開を図る必要があることから、広報に係る政策的経費の予算については、広報広聴課と協議し、事業目的を達成するために必要な広報の手法、時期、ターゲット、予算規模等の方向性についてアドバイスを受けて、要求すること。

なお、広報協議の詳細については、別途広報広聴課から通知する。

(3) 真に必要な社会資本の整備

投資的経費は、別途通知する要求上限額の範囲内において要求すること。

事業の必要性、緊急性、効果、事業箇所の優先順位等を総合的に検討の上、真に必要なものについて要求すること。また、事業箇所については、以下の基準を全て満たすこと。

事業箇所の重点化が図られていること

コスト縮減の徹底が図られていること

あわせて、国の概算要求の状況及び予算編成の動向を十分見極め、適切に見積もること。

(4) その他

ア 国の制度創設等への対応

予算編成の過程において、国の制度創設、改正等が判明したものについては、当初予算に盛り込むこと。

イ 複数の部局等に関わる課題への対応

所管する事業が他部局等に関係する場合、当該事業に係る総括責任課が中心となり相互に緊密な連絡を取り、十分な協議・調整を行った上で要求すること。

なお、協議・調整が不十分な場合は、予算計上を認めないことに留意すること。

ウ 施策に対する意見等への対応

県議会での議論、各種団体からの要望、監査委員の指摘事項等については、当該意見を踏まえて事業内容を十分に検討した上で、要求すること。

エ 会計年度任用職員等の配置

会計年度任用職員、特別職非常勤職員の配置については、事務・事業の状況のみならず、当該所属の組織体制等を踏まえた総合的な判断が必要であることから、要求に当たっては、事前に人事課と協議すること。

なお、配置協議の詳細については、別途人事課から通知する。

オ 外部との協議・調整

以下の事業については、調整の円滑化を図るため、該当する市町に対しあらかじめ情報を提供すること。

なお、詳細については、別途市町支援課から通知する。

- (ア) 新たに市町の財政負担を伴う事業
- (イ) 負担率の改定等を行う事業
- (ウ) 県の補助や負担を廃止する事業
- (エ) その他情報提供が必要な事業

また、関係団体、地権者、受益者等との協議を要する場合は、あらかじめ十分な調整を行い、事業の実施条件が整うものだけに限り要求すること。

カ 予算科目の変更

行政組織規則の改正等に伴い予算科目を変更する必要がある場合は、事前に財政課と協議すること。

3 予算経費区分

令和3年度当初予算（一般会計）の予算経費区分は、以下のとおりとする。

ただし、いずれに区分すべきか判断に迷う場合は、財政課と協議すること。

(1) 行政的経費

所属の管理運営や法令に基づく事務など予算措置に政策的判断を要しない経費

ア 義務的経費

(ア) 人件費

人件費のうち法令に基づくもの、単一所属での予算措置が適当でないなどのため、特に財政課長が認めたもの

(イ) 扶助費

生活保護費、児童保護措置費等法令に基づくもの

(ウ) 公債費

公債費のうち繰上償還以外のもの

イ 投資的経費

公用車の更新、県有施設の軽微な改修等に係る経費

ウ 一般経費

(ア) 準義務的経費

a 法令や指定管理・利子補給に係る債務負担行為等に基づくもの

b 国庫返納金

c 貸付金のうち過年度に貸付決定を行ったもの

d 各種ブロック会議開催費、船舶の定期検査費用、法令の改定に基づくシステム改修等の臨時的経費

e 集中管理車両に係る公課費、保険料、リース料、車検費用等

(イ) その他行政経費

所属の管理運営に係る光熱水費など（ア）以外の経費

(2) 政策的経費

行政的経費及び給与費以外の経費

ア 義務的経費

(ア) 人件費

人件費のうち行政的経費以外のもの

(イ) 扶助費

扶助費のうち行政的経費以外のもので財政課長が認めたもの

(ウ) 公債費

公債費のうち繰上償還分

イ 投資的経費

(ア) 臨時・大型事業等経費

投資的経費のうち単年度事業費が各部局等の投資的経費要求上限額の50%を超えるもの又は全体事業費が概ね5億円を超えるもの

(イ) 普通建設補助事業費

(ウ) 普通建設単独事業費

(工) 国直轄事業負担金

(オ) 災害復旧事業費

ウ 一般経費

(ア) 準義務的経費

- a 法令、国の制度等で定められている義務的な経費
- b 繰出金
- c 基金積立金

(イ) 特定経費

次に掲げる基準に照らし、総務部長が適当と認めたもの

- a 全国規模のイベント
- b 全庁対応を要するもの
- c 現地機関の見直し
- d 県の政策として中長期的な視点から取り組むもの

(ウ) 政策推進費

一般経費のうち(ア)及び(イ)以外の経費

(3) 給与費

4 予算要求基準

(1) 要求基準

令和3年度当初予算の要求基準は以下のとおりとする。各経費区分においてこれまで要求してきた経済対策等については、年間所要額とする。

経費区分		要求基準	
行政的経費	義務的経費（人件費、扶助費、公債費）	年間所要額	
	投資的経費	財政課が提示する額の範囲内（県債を含む一般財源ベース） ただし、国の公共事業が大幅に見直される場合は、その内容を踏まえて変更する場合がある。	
	一般経費	準義務的経費	年間所要額
		その他行政経費	令和2年度予算額の範囲内（一般財源ベース）
政策的経費	義務的経費（人件費、扶助費、公債費）	年間所要額	
	投資的経費	臨時・大型事業等経費	年間所要額
		普通建設補助事業費 普通建設単独事業費 国直轄事業負担金	財政課が提示する額の範囲内（県債を含む一般財源ベース） ただし、国の公共事業が大幅に見直される場合は、その内容を踏まえて変更する場合がある。
		災害復旧事業費	年間所要額
	一般経費	準義務的経費	年間所要額
		特定経費	年間所要額
		政策推進費	令和2年度予算額の範囲内（一般財源ベース）
給与費		年間所要額	

留意事項

要求基準内であっても、内容により査定の対象とする。

内容の見直しにより政策的判断を要することとなった事業は政策的経費として要求すること。

部局等間で事業を所管替する場合は、速やかに財政課に報告すること。

令和3年度地方財政計画における一般財源総額の状況により、要求基準の取扱を変更することもあるので留意すること。

5 特別会計及び公営企業会計の予算編成

(1) 独立採算の原則

事業規模を適正化し、独立採算の原則を堅持すること。

(2) 予算経費区分

特別会計の予算については、一般会計の政策的経費に準じて要求すること。

(3) 要求基準

特別会計、公営企業会計のいずれについても、年間所要額を見積もること。